

# 青森県報

第四千四百五十一号

平成三十年  
五月十八日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一
- 青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……二

### 訓 令

- 青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課) ……三

### 告 示

- 救急病院の設置……………(医療薬務課) ……三
- 食品衛生法による登録養成施設の名称の変更の届出……………(保健衛生課) ……三
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……三
- 特定行為業務の登録……………(同) ……四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……四
- 職業訓練指導員試験の施行……………(労政・能力開発課) ……四

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域局) ……五

### 出先機関

- 土地改良区の役員の就任……………(三八地域局) ……五
- 土地改良区の役員の退任……………(西北地域局) ……五

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(下北地域局) ……六

### 人事委員会

○人事委員会規則一四一〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……六

## 規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十号

#### 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の2の(2)中「五百五十一万六千円」を「五百六十一万円」に改め、同表の二の1の(3)中「千百三十円」を「千百四十円」に改め、同表の三の3の(一)の表中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五三、二〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同3の(2)の表中「一二、一〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、別表第一の六の2中「五十七万四千円」を「五十八万四

千円」に改め、同表の九の3中「二十一万二百円」を「二十一万三千三百円」に、「十六万八千円」を「十六万八千九百円」に改め、同表の十一の2中「十三万五千円」を「十三万五千四百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
目次及び第二章の章名中「会計員」の下に「並びに会計管理者職務代理人」を加える。  
第十条を削る。

第九条第一項各号列記以外の部分中「会計管理者」の下に「、会計管理者職務代理人」を加え、同項第一号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 会計管理者職務代理人印

第九条第一項第二号を次のように改める。

二 専用職印

ア 会計管理者印

イ 会計管理者職務代理人印

第二章第一節中第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（会計管理者職務代理人）

第九条 知事は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、会計管理者職務代理人を置き、会計管理者の事務を代理させる。

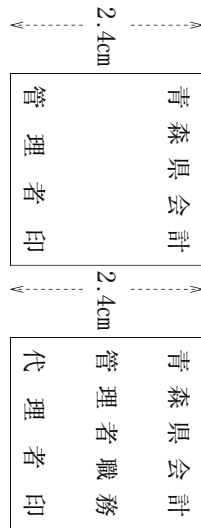
2 会計管理者職務代理人は、局出納員のうち、職務の級の上位にある者、その職務

の級が同じであるときは号給の上位にある者、その号給が同じであるときは年長者とする。

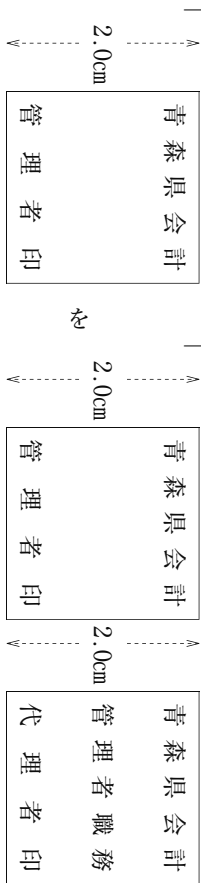
別記第二の特記事項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第一号様式の1の(1)を次のように改める。

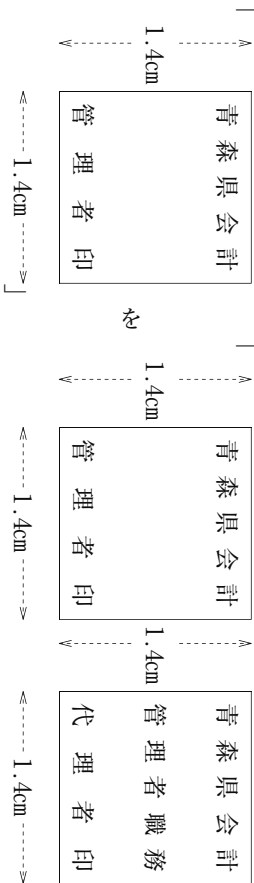
(1) 会計管理者及び会計管理者職務代理人



第一号様式の2の(1)中



に改め、同2の(2)中



に改め、同様式の注の1中「会計管理者」の次に「及び会計管理者職務代理人」を加え、「れい」書体を「隷」書体に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「会計管理者」の下に「、会計管理者職務代理人」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百八十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限

あおもり協立病院

青森市東大野二丁目一の一〇

平成三十三年五月十八日

青森県告示第百八十五号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり登録養成施設の設置者から登録養成施設の名称を変更した旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成三十年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	八戸工業大学工学部バイオ環境工学科	八戸市大字妙字大開八八の一	平成 三〇・四・一
変更後	八戸工業大学工学部生命環境科学科		

青森県告示第百八十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇五五	平成 三〇・五・九	株式会社 光仁介護 サービス	青森市大 字羽白字 の四四五	セーヘル プサービ ス青森	青森市大 字羽白字 の一〇	平成 三〇・五・九	訪問介護



学科試験		関連学科 (基礎学科及び専攻学科)	電気工事科 溶接科 造園科 建築科 配管科
指導方法	全職種	青森市大字野尻字今田四三 の 青森県立青森高等技術専門 校	

三 受験申請書の提出期限

平成三十年六月六日(水)から同年七月十八日(水)まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一  
青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ  
(電話〇一七―七三四―九四一五)

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 津軽建築塗装店

二 氏名 久米田虎雄

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字常海橋字俵元二二三

四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一四三―四号

出 先 機 関

五 取消年月日 平成三十年四月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月十八日

三八地域県民局長 津 島 正 春

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	四戸 武彦	三戸郡南部町大字高瀬字宮野七二の一	平成三〇・三・一〇

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月十八日

西北地域県民局長 平 野 義 一

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
監事	藤田 順造	つがる市稲垣町豊川藤ヶ森一の二	平成三〇・四・七

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月十八日

下北地域県民局長 濱 谷 雅 人

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	奥野 國義	むつ市大畑町正津川戦敷五二六の三	平成三〇・四・三就任
〃	北上 勝明	大畑町兔沢一九七の五	〃
〃	武藤 直人	大畑町正津川一八	〃
〃	畑中 正彦	大畑町正津川平三〇六の二	〃
〃	北上 重顕	大畑町本町一七〇の一	〃
〃	本山日満夫	大畑町正津川一〇二の四	〃
〃	澤藤 一雄	大畑町兔沢二二七の七	〃
〃	月館 俊彦	大畑町正津川平一一四の六	〃
〃	濱田万亀雄	大畑町南町一四の一	〃
〃	奥野 國義	大畑町正津川戦敷五二六の三	三〇・四・三退任
〃	澤藤 一雄	大畑町兔沢二二七の七	〃
〃	武藤 直人	大畑町正津川一八	〃
〃	柏谷 均	大畑町小目名村二〇の一	〃
〃	中嶋 涉	大畑町正津川七〇の一	〃
〃	北上 勝明	大畑町兔沢一九七の五	〃
〃	本山日満夫	大畑町正津川一〇二の四	〃

監事	月館 俊彦	〃	〃
〃	濱田万亀雄	〃	〃
〃	〃	大畑町正津川平一一四の六	〃
〃	〃	大畑町南町一四の一	〃

人事委員会

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月十八日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「総括主幹」を「副参事」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「総括主幹（」の下に「任免、分限、懲戒又は」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 主幹専門員（口の事務を担当するものに限る。）  
別表第一号の表知事部局の項中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一  
号ずつ繰り上げる。

別表第二号の表量子科学センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭